

美祢市と株式会社サードプラネットとの包括連携に関する協定書

美祢市（以下「甲」という。）と株式会社サードプラネット（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることと美祢市内の地域活性化を推進するために、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1） 地域社会の活性化及び美祢市全体の魅力向上に関すること。
 - （2） シティプロモーションの推進に関すること。
 - （3） 関係人口の拡充に関すること。
 - （4） その他、本事業に関連した地域活性化事業への取組に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及びその他事項については、別途取り決めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することで、本協定を解約できるものとする。

（内容の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、合意した内容について、協定書を変更して行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年8月31日

甲 山口県美祢市大嶺町東分326番地 1

美祢市

美 祢 市 長

篠田 洋司

乙 山口県周南市新地町12番28号

株式会社 サードプラネット

代表取締役会長

奥 田 英